

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行個）諮問第91号）

答申日：平成29年11月29日（平成29年度（行個）答申第137号）

事件名：本人に係る特定の答申書に記載の「確認」に対しての経済産業省からの回答の内容に関連した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年4月26日付け20170327統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

本件の開示請求にあたって審査請求人が処分庁に提出・受理された請求書には、以下のように付記を記載している。

「※ 上記、『経済産業省からの回答の内容に関連したすべての文書一式』として開示されるものと想定している文書とは、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）事務局への直接の回答として作成したメール等はもちろんのこと、仮に電話による照会・回答による場合だった場合には回答・事後報告等のための内部メモ（検討段階のものを含む）、文書に記録された審査請求人が経済産業省に提出・受理された利用停止請求書の『原本』の写しの開示請求に対しての開示時に、『原本をPDFで読み取った電磁的記録を印刷した紙媒体』を審査請求人に対して3回にわたり手交いただいた鉱工業動態統計室の職員の方（同一人物）、同様に3回ともに立会いただいた個人情報法保護室の職員の方（同一人物）への発言・会話内容に関するヒアリング（聞き取り）メモ等、この3回の手交時の前後に、審査請求人が大臣官房監察室（通称：ヘルプライン）に対して行った報告時のメール等、調査統計グループのみならず、経済産業省全体として作成・保有しているすべてを

指していることに留意いただけますようお願いいたします。」

このうち、大臣官房監察室には審査請求人はPDFの写しが手交された3回の開示の前後に、都度、ご報告やご相談をメールでしている。そして、3月6日には中間段階の公益通報制度に基づく措置・調査に係る通報者である審査請求人へのご報告に代わるものとして、審査請求人からの開示請求に対し、添付のとおり、それら審査請求人からの都度のご報告メールを含む文書の開示をいただいている。何故、これらメールについても不開示理由として記されている「（経済産業省全体として）作成・取得していない」ということになるのか。まったく理解ができない。そして、大臣官房調査統計グループの開示すべき文書の探索・特定はあまりにもずさんに過ぎると受け止めざるを得ない。

また、「PDFも原本」という発言に係る言っていないとの審査会事務局への回答に際しては、上記の付記にあるとおり、審査請求人に対して3回にわたり手交いただいた鉱工業動態統計室の職員の方（同一人物）、同様に3回ともに立会いいただいた個人情報法保護室の職員の方（同一人物）、そして審査請求人。この3人しか会話なので直接のやりとりは知り得ない。審査請求人以外のお二方に確認・聞き取りもせず、それらに係るメモすらも作成せずに審査会事務局に回答されたのか。添付した大臣官房監察室から開示いただいた一連のメール等の内容をご確認いただいてもおわかりのとおり、こちらも極めて不自然である。

大臣官房調査統計グループについては、以前にも審査会事務局からの照会に対して明らかに事実と異なる回答をし、その回答内容が審査会答申理由として明記されてしまうという、審査請求人の知る権利を侵害した行政機関としては致命的な失態を犯した実績が既にあるので、経済産業省全体として改めて開示すべき文書の探索・特定を行っていただくため。また、審査会とのやりとりに際してのメール等の存否を審査会事務局にもご確認いただくため、審査請求を行う。

（2）意見書

審査請求人は、本事件に係る「諮問庁名による理由説明書」を確認した瞬間、「あってはならないことが再び起きてしまった」との驚きを隠せなかった。

審査会事務局からの照会に対し、今になって「PDFも原本とは言っていない」との恥を恥とも思わないかのような回答をしたことを咎めるために行った開示請求だったので、諮問庁の大臣官房監察室には、この2年以上もの間、逐一ご報告してきたメール等を、審査請求人からの開示請求に対して行政文書として開示していただいた文書があるはずであることを示し、さらに審査請求書にはその開示文書の一部をエビデンスとして付して提出しているのである。

つまり、同監察室から審査請求人からの開示請求に対して開示いただいた明確な行政文書であり、存在していない、保有していないということはあり得ないのである。

明らかに事実に反した原処分であり、事実に反した記載を聞き直ったかのように記載した理由説明書であると断じたいと思う。

審査請求人は、この「諮問庁名による理由説明書」を確認後、直ちに、6月19日に公益通報を行ったので、諮問庁の大臣官房監察室が諮問庁の訓令に則り調査を開始していると思われるが、この意見書を提出するまでに、原処分、理由説明書の撤回といった是正措置が間に合わなかったことは残念でならない。

審査請求人の審査請求に対し、審査請求人が指摘したことには一切触れずに、理由も記さずに、ただ「ない（ものはない）」と言いつつだけの「諮問庁名による理由説明書」は、行政機関である諮問庁という組織によるものではなく、諮問庁名を違法に借用した、諮問庁内の特定の職員である個人が行った違法行為によるものとしか受け止めようがないことは言うまでもない。

諮問庁という組織に対しては、本来の行政機関としてなすべき原処分の取り消し等を求めるのは当然のこととして、このような度重なる違法行為を犯した諮問庁内の特定の職員である個人に対する、諮問庁としての厳正な処分を期待したいと思う。

（意見書添付資料は省略する。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人が行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、平成29年4月26日付け20170327統第1号により、原処分を行った。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報が記載された行政文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした。」

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件開示請求における不開示理由について

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、「情報公開・個人情報保護審査会が、平成29年3月22日付けで公開した、「平成28年度（行個）答申第204号事件名：本人に対する特定の説

明の根拠等に関する文書等の一部開示決定に関する件」の内容として記載されている、審査会事務局職員から経済産業省に対しての「確認」に対しての「経済産業省からの回答の内容に関連したすべての文書一式（メール、メモ等文書の体裁は問わない。）」であるが、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示としたものである。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて、改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、該当する本件対象保有個人情報は保有しておらず、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成28年度（行個）答申第204号（以下「別件答申」という。）の審議過程において、処分庁が、審査会事務局からの照会に対する回答を行うに当たって作成又は取得した全ての行政文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 別件答申に係る諮問の審査過程においては、専ら、鉱工業動態統計室が審査会事務局からの照会に対応していた。審査会事務局から、別件答申において特定した保有個人情報（以下「別件対象保有個人情報」という。）を特定した経緯及び保有の有無について照会があったため、同室から別件答申の関連記述のとおり回答したものである。

イ 上記の審査会事務局からの照会及び鉱工業動態統計室による回答はいずれも口頭で行われており、同回答内容の検討に当たって特段文書は作成していないため、本件対象保有個人情報を作成も取得もしていない。

(2) 別件答申に記載された別件対象保有個人情報に係る当審査会事務局からの照会及び経済産業省による回答のそれぞれの内容を踏まえると、本件対象保有個人情報に係る同事務局と同省との間のやり取りは口頭で行われていたため、本件対象保有個人情報を作成も取得もしていないとの諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

情報公開・個人情報保護審査会が、平成29年3月22日付けで公開した、「平成28年度（行個）答申第204号事件名：本人に対する特定の説明の根拠等に関する文書等の一部開示決定に関する件」の内容として記載されている、審査会事務局職員から経済産業省に対しての「確認」に対しての「経済産業省からの回答の内容に関連したすべての文書一式（メール、メモ等の体裁は問わない。）」

※ 上記、「経済産業省からの回答の内容に関連したすべての文書一式」として開示されるものと想定している文書とは、審査会事務局への直接の回答として作成したメール等はもちろんのこと、仮に電話による照会・回答による場合だった場合には回答・事後報告等のための内部メモ（検討段階のものを含む）、文書に記録された審査請求人が経済産業省に提出・受理された利用停止請求書の「原本」の写しの開示請求に対しての開示時に、「原本をPDFで読み取った電磁的記録を印刷した紙媒体」を審査請求人に対して3回のわたり手交いただいた鉱工業動態統計室の職員の方（同一人物）、同様に3回ともに立会いいただいた個人情報法保護室の職員の方（同一人物）への発言・会話内容に関するヒアリング（聞き取り）メモ等、この3回の手交時の前後に、審査請求人が大臣官房監察室（通称：ヘルプライン）に対して行った報告時のメール等、調査統計グループのみならず、経済産業省全体として作成・保有しているすべてを指していることを留意いただけますようお願いいたします。